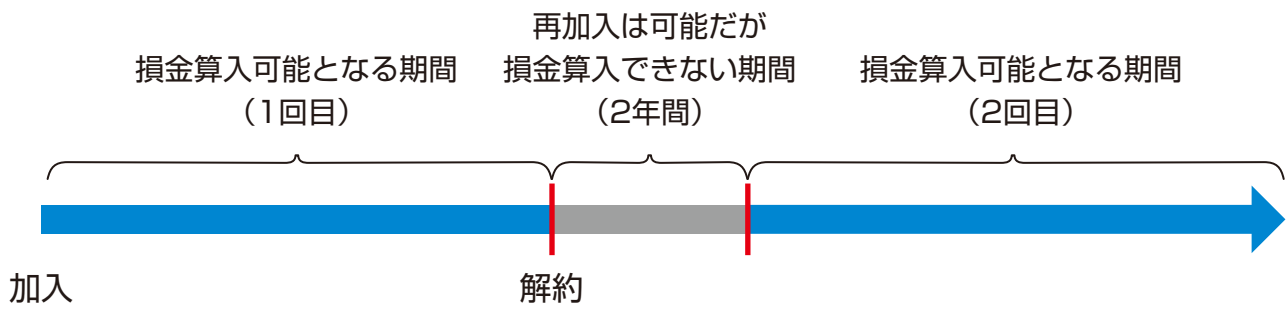


倒産防止共済の税制の特例（掛金の損金算入）には注意が必要！

税制改正により、令和6年10月1日以降に共済契約を解除し、再度共済契約を締結（再加入）した場合、その解除の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金の額に算入できなくなりました。新規加入をご検討されている方や解約をご検討されている方は、ご注意ください。

（参考：改正イメージ）



関連リンク集

iDeCo公式サイト
（国民年金基金連合会）



共済サポートnavi(小規模企業共済)
（独）中小企業基盤整備機構



共済サポートnavi(倒産防止共済)
（独）中小企業基盤整備機構



国税庁Q&A No2735
「同じ年に2か所以上から退職手当等が支払われるとき」



【まとめ】iDeCoと小規模企業共済の主な共通点・相違点

主な共通点	①所得控除がある（どちらも掛金が全額所得控除） ②受け取り方法を選べる（一時金としての一括受取や、年金での受取等）
主な相違点	①加入資格（小規模企業共済は小規模企業の役員、個人事業主が対象） ②掛金（上限と下限も異なり、iDeCoでは国民年金の加入区分で上限も異なる） ③手数料の有無（iDeCoは各種手数料が必要となる） ④貸付制度の有無（小規模企業共済は、もしもの際に貸付制度が利用可能） ⑤解約条件（iDeCoは原則として60歳になるまでは引き出せない。小規模企業共済は自己都合による任意解約が可能。ただし、掛金納付月数が12か月未満の場合は解約手当金の支払いが無いので注意） ⑥元本割れの可能性（iDeCoは運用方法を自分で選んで運用するため、大きく資産を増やせる可能性もあれば、元本割れするリスクも有る）

iDeCoや小規模企業共済を併用している場合、一時金の一括受取はタイミングにご注意を！

それぞれの一時金を一括で受け取る場合は、退職所得扱いになり「退職所得控除」が適用されます。iDeCoと小規模企業共済の併用など、2か所以上から退職所得が発生する場合、受け取るタイミングで大きく税額が変わってくることもありますので、計画的な受取方法や最新の税制などのご確認をお勧めします。（P5の国税庁Q&Aもご参考ください）

③倒産防止共済
（経営セーフティ共済）
・もしもに備えるセーフティネット
【当所でもお申し込み可能です】

◆加入対象者
個人事業主または会社で、資本金、従業員数のいずれかが条件にあてはまる『中小企業者』が加入できます。業種等によって以下のとおり異なります。
製造業、建設業、運輸業等の場合、資本金額3億円以下又は、従業員数300人以下。卸売業の場合、資本金額1億円以下又は、100人以下。サービス業の場合、資本金額5千万円以下又は、100人以下等（詳細は別途ご確認ください）

◆加入のメリット
・無担保・無保証人で掛金の10倍まで借入が受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうの金額となります。
・取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確

◆注意点
・加入の際は、起業後1年以上経っていないと、加入できません。また、解約の場合は掛金納付月数が12ヶ月未満だと、掛け捨てになります。
・掛金は損金（個人事業主の場合、必要経費）に算入できますが、解約時の解約手当金は益金（個人事業主の場合、事業所得）に算入することになるので、受取時には注意が必要です。
・掛金の積立限度額は800万円

認が済み次第、借り入れることができます（一定の要件有り）。
・掛金月額5,000円、20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できます。
・共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ってきます。